農林水産業元気再生戦略推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第3次農林水産業元気再生戦略」の効果的な推進を図るため、農林水産業元気再生戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第3次農林水産業元気再生戦略の具体的な活動の展開に関すること
 - (2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。
- 2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農業協同組合中央会参事及び山形県森 林組合連合会代表理事常務、山形県漁業協同組合専務理事をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。

(振興班等)

- 第5条 推進会議は、第2条第1項に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野毎に振興班等を置くことができる。
- 2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附	則	この要綱は、	平成22年7月28日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成24年1月31日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成24年10月16日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成25年8月30日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成26年6月4日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成27年2月17日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成28年2月3日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成28年8月18日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成29年5月10日から施行する。
附	則	この要綱は、	平成29年11月10日から施行する。

別記

所 属	職名		氏	名	
一般社団法人山形県農業会議	副会長	五十	一嵐	直力	こ良い
山形県農業協同組合中央会	参事	後	藤	雅	喜
山形県農業法人協会	会長	平	田	勝	越
山形県森林組合連合会	代表理事常務	渡	邊	真	司
山形県漁業協同組合	専務理事	田	村	勇	次
山形県食品産業協議会	事務局長	高	橋		武
全国農業協同組合連合会山形県本部	副本部長	長名	11(2	直	秀
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	大	浦	直	司
山形県農業共済組合	参事	会	田	勝	雄
山形県商工会議所連合会	常任理事	富	田		博
山形県商工会連合会	会長	小里	予木		覺
公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	佐	藤	嘉	高
公益財団法人やまがた農業支援センター	専務理事	冏	部		清
山形県地域営農法人協議会	会長	開	沼	雅	義
山形県農林水産部	部長	白	田	洋	_
山形県村山総合支庁	産業経済部長	Щ	Ш	秀	秋
山形県最上総合支庁	産業経済部長	大	石		稔
山形県置賜総合支庁	産業経済部長	橋	本		仁
山形県庄内総合支庁	産業経済部長	木	村	和	浩

農林水産業元気再生戦略推進会議設置要綱 新旧対照表

改正後

(趣旨)

第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第3次農林水産業元気再生戦略」 の効果的な推進を図るため、農林水産業元気再生戦略推進会議(以下「推進会議」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第3次農林水産業元気再生戦略の具体的な活動の展開に関すること
 - (2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。
- 2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農業協同組合中央会参事及び山形県森林 組合連合会代表理事常務、山形県漁業協同組合専務理事をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。

(振興班等)

- 毎に振興班等を置くことができる。
- 2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定 | める。

この要綱は、平成22年7月28日から施行する。

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。 附則

附則 この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年8月18日から施行する。

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。 附則

附 則 この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

(趣旨)

第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第3次農林水産業元気再生戦略」 の効果的な推進を図るため、農林水産業元気再生戦略推進会議(以下「推進会議」という。) を設置する。

改正前

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 第3次農林水産業元気再生戦略の具体的な活動の展開に関すること
- (2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。
- 2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農林水産部次長及び山形県技術戦略監 (兼)農林水産部次長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。

(振興班等)

- 第5条 推進会議は、第2条第1項に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野 | 第5条 推進会議は、第2条第1項に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野 毎に振興班等を置くことができる。
 - 2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定 める。

この要綱は、平成22年7月28日から施行する。

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年8月18日から施行する。

附目 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

別記

所 属	職名	氏	名
一般社団法人山形県農業会議	副会長	五十嵐	直太郎
山形県農業協同組合中央会	参事	後藤	雅喜
山形県農業法人協会	会長	平田	勝越
山形県森林組合連合会	代表理事常務	渡邊	真 司
山形県漁業協同組合	<u>専務</u> 理事	田村	勇 次
山形県食品産業協議会	事務局長	高 橋	武
全国農業協同組合連合会 山形県本部	副本部長	長谷川	直秀
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	大 浦	直司
山形県農業共済組合	参事	会 田	勝雄
山形県商工会議所連合会	常任理事	富田	博
山形県商工会連合会	会長	小野木	覺
公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	佐 藤	嘉高
公益財団法人 やまがた農業支援センター	専務理事	阿部	清
<u>山形県地域営農法人協議会</u>	<u>会長</u>	開沼	雅義
山形県農林水産部	部長	白田	洋 一
山形県村山総合支庁	産業経済部長	山川	秀 秋
山形県最上総合支庁	産業経済部長	大 石	稔
山形県置賜総合支庁	産業経済部長	橋本	仁
山形県庄内総合支庁	産業経済部長	木 村	和 浩

別記

所 属	職名	氏 名	
一般社団法人山形県農業会議	副会長	三浦伸 -	_
山形県農業協同組合中央会	参事	後藤雅喜	悔
山形県農業法人協会	会長	平 田 勝 起	戉
山形県森林組合連合会	代表理事常務	渡邊真言	ī
山形県漁業協同組合	<u>常務</u> 理事	田村勇砂	欠
山形県食品産業協議会	事務局長	高 橋 武	戋
全国農業協同組合連合会 山形県本部	副本部長	長谷川 直 秀	夸
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	大 浦 直 司	ī
山形県農業共済組合	参事	会 田 勝 雄	推
山形県商工会議所連合会	常任理事	富 田 博	尃
山形県商工会連合会	会長	小野木	氢
公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	佐 藤 嘉 高	前
公益財団法人 やまがた農業支援センター	専務理事	阿部潭	青
山形県農林水産部	部長	白 田 洋 -	_
<u>山形県農林水産部</u>	<u>次長</u>	沼澤好?	売
<u>山形県農林水産部</u>	技術戦略監(兼)次長	須 藤 佐 繭	<u>載</u>
山形県村山総合支庁	産業経済部長	山川秀利	火
山形県最上総合支庁	産業経済部長	大 石 私	念
山形県置賜総合支庁	産業経済部長	橋本仁	1
山形県庄内総合支庁	産業経済部長	木 村 和 浩	告